

税の申告が始まります

受け付けは2月1日から

◆問い合わせ 町税務課町民税係 ☎82-3111内線111、112へ。

◆申告受け付け日程

月日	地区名
2月1日(火)	大浦地区全域
2日(水)	田の浜1~10行政区・船越18~21行政区
3日(木)	田の浜11~17行政区
4日(金)	船越1~8行政区
7日(月)	船越9~14行政区
8日(火)	船越15~17行政区
9日(水)	白山・石峠
10日(木)	勝山・八千代
14日(月)	田名部・新田・上豊間根
15日(火)	曾根・内構・島田・長内・羽々の下・上下野・下下野・福士・馬鞍・船石・那智畑・繫
16日(水)	袴田・大沢川向・新開地
17日(木)	山谷・上条・中条
18日(金)	下条・浜川目
20日(日)	収入が給与・年金のみの人
22日(火)	森・上・森が丘
24日(木)	細浦・跡浜
25日(金)	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山
28日(月)	関谷・関口・内野
3月1日(火)	長崎一丁目・二丁目
2日(水)	長崎三丁目・四丁目
3日(木)	飯岡第2~10地割
4日(金)	柳沢・沢田
7日(月)	北浜町
8日(火)	境田町・飯岡第1地割
9日(水)	川向町
10日(木)	中央町
14日(月)	八幡町
15日(火)	後楽町・飯岡第13地割

◆行政バスの運行日程

運行日	バスの発着場所
2月1日(火)	大浦漁村センター駐車場
2日(水)	第2分団屯所前 (道の駅やまだ経由)
3日(木)	第2分団屯所前
4日(金)	
7日(月)	船越駅前 (道の駅やまだ経由)
8日(火)	
9日(水)	
10日(木)	
14日(月)	豊間根支所駐車場
15日(火)	

◆行政バスの運行時刻

行き (各バス発着所→町中央公民館)

	第1便	第2便	第3便
各発着場所	午前8時半	午前10時半	午後0時半
※道の駅やまだ	午前8時50分	午前10時50分	午後0時50分
町中央公民館	午前9時10分	午前11時10分	午後1時10分

帰り (町中央公民館→各バス発着所)

	第1便	第2便	第3便
町中央公民館	午前9時半	午前11時半	午後2時
※道の駅やまだ	午前9時50分	午前11時50分	午後2時20分
各発着場所	午前10時10分	午後0時10分	午後2時40分

※2月2日、4日、7日、8日のみ「道の駅やまだ」を経由します。

町では、令和4年度町民税(兼国民健康保険税)と令和3年

分所得税の申告受け付けを左表の日程で行います。対象地区は、住民登録をしている地区となりますので、該当する日程で申告してください。該当する日程で申告できない場合は別日でも申告できます。

会場は町中央公民館のみとなります。申告会場での受け付け期間中は、税務課窓口での申告は受け付けできませんのでご注意ください。

船越・豊間根地区方面には行政バスを運行します。下表の運行日程と時刻表を確認の上、ご利用ください。

■受付時間
▼午前8時半～11時半
▼午後1時～3時

■申告が必要な人

原則として、令和4年1月1日現在で山田町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。令和3年中に収入が無かった人も、収入が無かった旨の申告が必要です。

■申告の必要がない人

例外として、次の人は申告の必要はありません。

- ▼ 昨年の所得が給与だけで、勤務先で年末調整をした人
- ▼ 昨年の収入が年金だけで、65歳未満で年金収入が98万円以下か、65歳以上で年金収入が148万円以下の人
- ▼ 平成15年4月2日以降に生まれた人で、昨年中に収入が無かった人
- ▼ 税務署に確定申告書を提出する人

▼ e-Taxで電子申告する人

▼ 簡易申告を行った人

▼ 申告で必要なもの

▼ 収入や経費、各種控除などの金額が分かる書類▼マイナンバーが確認できるもの▼本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など)

※詳しくは、申告案内文書に同封する「申告の手引き」をご覧ください。

■ 20日は給与や年金収入だけの人が対象

2月20日(日)は、住民登録をしている地区にかかわらず、給与収入や年金収入だけの人を対象に申告を受け付けます。

▽ 受付時間 ▼午前9時～11時半
▼午後1時～3時

税務署での申告は
2月16日から

宮古税務署では、2月16日から申告書作成会場を設置します。入場には「入場整理券」が必要です。入場券は、当日会場で配付されますが、専用のLINEアプリで事前に受け取ることもできます。

▽ 会場 宮古合同庁舎4階宮古税務署会議室(宮古市小山田)
▽ 期間 2月16日～3月15日
※土・日曜日、祝日を除く
▽ 時間 午前9時～午後4時

◆ 問い合わせ 宮古税務署 ☎62-11921へどうぞ。